

住宅の被害認定の運用見直しについて

【見直しの経緯】

災害による住宅被害については、国が示した「災害の被害認定基準」(平成13年6月28日付内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき、市町村が被害程度を認定し、り災証明書を発行している。

これについては、平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院において「浸水被害、地震被害の特性にかんがみ、被害実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること」との附帯決議がなされている。

この附帯決議を踏まえ、住宅の被害認定の運用見直しを平成21年6月16日から実施。

被害認定の具体的な調査・判定方法は、「災害の被害認定基準」を受けて、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において定めており、今回、この運用指針の見直しを行った。

【見直しのポイント】

1. 災害による被害の実態を考慮した判定方法の追加

水害の被害実態を適切に反映できるような判定方法を定めていない。

(水害)
被害実態に即した被害認定ができるよう、次の判定方法を追加

次の被害を損害として算定できるようにする。

- ・床下への汚泥堆積と汚泥除去のための床板の取り外し
- ・浸水した壁内部の部材取り外しに伴う他の部材の取り外し



2階建住宅の中で1階が果たしている機能の重要性を考慮し、1階の損害を割増し(1.25倍)で算定できることとする。

地盤被害、風害の被害実態を適切に反映できるような判定方法を定めていない。

(地盤被害)
基礎の直下の地盤の流出、陥没等を基礎の損害として算定できるようにする。



(風害)
風害に伴う飛来物による被害を損害として算定できるようにする。



2. 災害ごとの被害認定方法の明確化

運用指針が、「地震等」及び「浸水」の2編構成となっており、水害による住宅被害については、両方を参照する必要があるなど、わかりにくい。

運用指針を「地震」、「水害」、「風害」の3編構成に改め、災害の種類に応じて各編を参照すれば被害認定を行えるようにする。

3. 被災建築物応急危険度判定との連携

被災建築物応急危険度判定との連携の詳細について、具体的に定めていない。

応急危険度判定の判定結果で、被害認定調査の際に参考にできる点を明確化

(参考) 応急危険度判定の判定結果を示すステッカー

